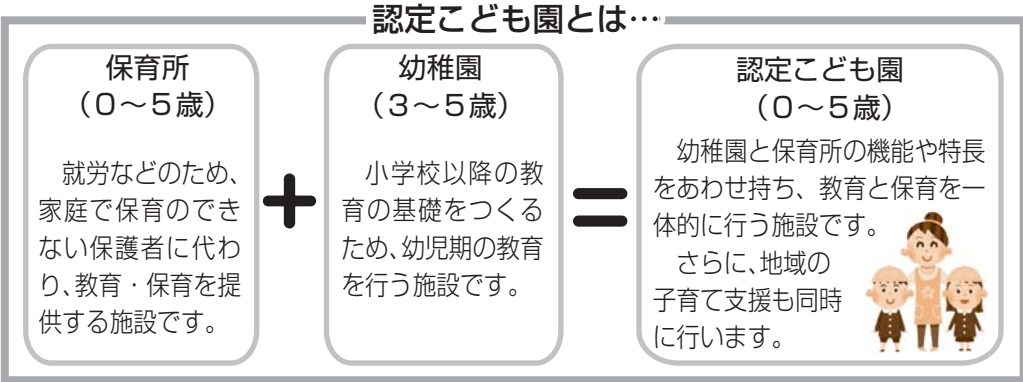


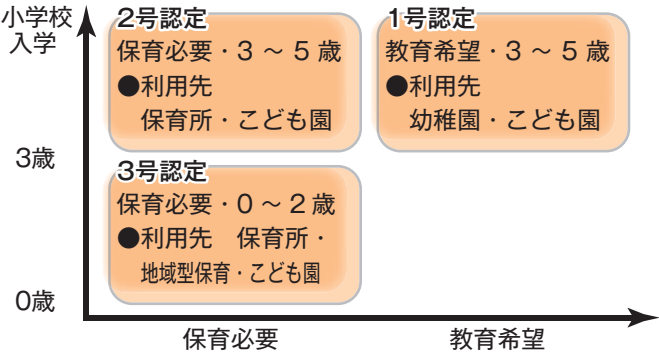
『子ども・子育て支援新制度』で、各家庭に最適な幼児教育・保育を提供します！

問い合わせ
福祉部子育て支援課（庁舎1階）
☎ 43・0408

平成27年4月から始まった『子ども・子育て支援新制度』。この制度では、幼児期の子育てについて、保護者のみなさんのライフスタイルや育児への考え方に合わせ、より多くの選択肢を提供することを目標として、『認定こども園』の普及を推奨しています。



3つの認定区分



各施設を利用するには、利用のための認定を受けていただく必要があります。認定は子どもの年齢などによって3つの区分があり、認定区分に応じて利用できる施設が異なります。

各施設を利用するには

認定こども園 3つのポイント

- ① 保護者の働いている状況に関わりなく、地域の身近な施設で、どのお子さまも教育・保育を一緒に受けることができます。
- ② 保護者が退職したなど、状況が変わった場合でも、通い慣れた園を継続して利用できます。
- ③ 子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

加東市内には、現在2園の認定こども園があります。
(認定こども園高岡育児園)
(東古瀬こども園)

今後、認定こども園に移行する保育所・幼稚園が、さらに増える見込みです。

《認定こども園の一日》

	7:30	8:00	9:30	12:00	14:00	16:00
幼稚園部 (3～5歳)	順次登園		共通時間 (幼児教育の提供等)	給食	順次帰宅	
保育園部 (3～5歳)	早期保育	通常保育			通常保育	延長保育
保育園部 (0～2歳)	早期保育	通常保育	通常保育	通常保育		

- 3～5歳児
14時まで…全員が一緒に過ごします。
14時以降…幼稚園部は順次帰宅、保育園部は夕方まで保育を受けます。
- 0～2歳児
全員が夕方まで保育を受けます。
(現在の保育所と同様)

※このタイムスケジュールはあくまでイメージです。実際の運営は施設によって異なります。

平成28年度 保育所・幼稚園・認定こども園・アフタースクールの入所手続きについて

平成28年4月以降保育所・幼稚園・認定こども園・アフタースクールに入所を希望される方の手続き方法と認定こども園への移行状況などについては、広報かとう11月号で詳しくお知らせします。

◎引き続き入所を希望される方も毎年入所手続きが必要です。

受付期間 11月2日(月)～30日(月) ※平日のみ
備考 募集内容などの詳細は、広報かとう11月号および市ホームページでお知らせします。
問い合わせ 福祉部子育て支援課(庁舎1階)
☎ 43-0408
教育委員会学校教育課(庁舎4階)
☎ 43-0541